会期日程表	1
第 1 号(10月16日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
同意第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
同意第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	7
議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
議案第52号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	11
日程の追加	12
議案第51号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	12
日程の追加	14
議案第52号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	14
閉会の宣告	16
署名議員	16

平成27年第6回臨時会会議録 (会期日程表)

開会 平成27年10月16日

会期1日間

閉会 平成27年10月16日

月日	曜日	会議別	開議時間	日 程
				会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報
			告・議案提案説明	
		本会議	午前10時	同意第7号及び第8号委員会付託省略(即決)
			─────────────────────────────────────	議案第51号質疑、総務常任委員会付託
				議案第52号質疑、経済建設常任委員会付託
10月16日	金			議案第53号委員会付託省略(即決)
		委員会	午前10時40分	議案第51号総務常任委員会 (説明~採決)
		委員会	午前11時10分	議案第52号経済建設常任委員会 (説明~採決)
				総務常任委員長報告、質疑、討論、表決
		本会議	午前11時45分	経済建設常任委員長報告、質疑、討論、表決
				(閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間



平成27年第6回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成27年10月16日

- 1. 開会、閉会の日時
 - 開 会(平成27年10月16日 午前10時00分)
 - 閉 会 (平成27年10月16日 午前11時41分)
- 2. 出席議員(10名)
 - 1番議員 大 城 佐 一 6番議員 孝 前 田 新 城 2番議員 里 智 7番議員 安 重 和 3番議員 仲井間 宗 利 8番議員 吉 濱 覺 4番議員 金 城 勇 9番議員 東 武 久 平 良 男 5番議員 宮 城 德 10番議員 嗣 辰
- 3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光

産業振興課長兼 農業委員会局長 大 城 武

総務課長兼 神里富松

教育課長 新城 寛

財務課長 知念和史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長宮城豊 主 事 松川雄太

6. 議事日程(第1号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	同 第 7 号	副村長の選任について	提案説明 付託省略
5	同 意 第 8 号	教育委員会教育長の任命について	提案説明 付託省略
6	議 第 5 1 号	大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約の 変更について	提 案 説 明 質疑~付託
7	議 第 5 2 号	塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更につい て	提 案 説 明 質疑~付託
8	議 案 第53号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明 付託省略

7. 追加議事日程 (第1号の追加1)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議 案	大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約の	委員長報告
	第 5 1 号	変更について	質疑~表決
2	議	塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更につい	委員長報告
	第 5 2 号	て	質疑~表決

◎開会及び開議の宣告

○ 議長(平良嗣男) おはようございます。

ただいまから平成27年第6回大宜味村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○ 議長(平良嗣男) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 吉濱 覺議員及び9番 東武久議員を指名します。

◎会期の決定

○ 議長(平良嗣男) 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

O 議長(平良嗣男) 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

〇 議長(平良嗣男) 4番、退場。

(4番 金城 勇議員 午前10時01分退場)

◎同意第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第4 同意第7号 副村長の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) おはようございます。

第6回臨時議会を招集いたしましたところ、全員参加のもと開会できますことを心から御礼申し上げます。

では、本臨時会に上程してあります、同意案件、議案について皆さんの御承認をいただきたいと考えております。

まず最初に、同意第7号 副村長の選任について

大宜味村副村長に下記の者を選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 大宜味村字上原271番地

氏 名 島袋幸俊

昭和29年5月10日生

平成27年10月16日提出 大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方自治法〈昭和22年法律第67号〉第162条の規定により、同意を求める。

なお、履歴書等については、添付してございますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第7号 副村長の選任については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略する ことについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第7号 副村長の選任については、委員会の付託を省略することは可決されました。 委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

8番 吉濱 覺議員。

(8番 吉濱 覺議員 登壇)

○ 8番(吉濱 覺) 同意第7号 副村長の選任について、反対の立場で討論を行います。

私は、昨年の12月定例会一般質問の冒頭に、村長選挙では島袋義久村政の10年の継承か、また村政改革かを問う選挙だったと認識しております。大差で当選された宮城功光村長おめでとうございます。これから4年間、村民の期待に応えるような村政運営のお願いを申し上げました。

村長は、特に選挙公約でシークヮーサーの安定生産などの支援と、農業振興の促進を村民の願いと夢の実現へと唱えております。また追加の選挙公約の具体的な政策では、村内のシークヮーサー生産量は潜在的に3,000から4,000トンの生産が可能なことから次のような政策を推進します。村内の全量加工できるように、現在の加工施設の増設や新たな加工施設の整備を図ります。生産・流通・加工などにかかわる人材の育成を図ります。生産・流通・加工業者、行政間の信頼関係を構築し、集荷の一元化、価格の安定を図ります。さらに施政方針でも戦略見直しを行い、安定生産、販売促進等、産地育成活動と商品開発を支援し消費拡大を図ると言っています。

しかし、6月22日に戦略の見直しをしているにかかわらず、加工用シークヮーサー収穫の最盛期になっても説明がないことに対して農家は怒っています。シークヮーサーの行きどころのない農家が泣いています。村はシークヮーサーを振興していますが、売れないシークヮーサーを生産してもどのように

したら生活ができるのですか。

私も北部地区にある7カ所の加工業者に出向いて、情報収集等、聞き取り調査や沖縄県健康産業協議会のシークヮーサーの流通、価格安定に向けた調整保管制度の検討会にオブザーバーとして参加をさせてもらいました。流通、価格安定に向けた加工業者の観点の検討であって、生産と消費の関係の具体的な対策はいまだ見えていません。現在求められていることは、産地である村がきちんと対策をとらなければなりません。解決策は選挙公約どおり実施することです。

これまでの議会で副村長の同意案件で、島袋幸俊氏は議会で二度の否決と、実質的に三度の取り下げが物語るように、村長の公約を実現させ、閉塞した村政改革にする厳しい見方がされています。しかしながら、教育長の同意案件に上がっております某氏は、シークヮーサーを初めとする産業や行政全般に精通し、また昨年の村長選挙において、村長の具体的な選挙公約を作成したからには、農家や村民が期待を寄せるような政策を推進する道義的な責任と、これまでの実績や解決能力を有していると思われますので副村長に最適任と認められます。

村長は、選挙公約を実現して、シークヮーサー農家や村民が安心して暮らせるように、政治生命をかけて村政を遂行する責務があります。

よって、本同意案件を反対せざるをありません。どうか本案件に対する議員各位の賛同を求め、反対 討論といたします。

- O 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。 (発言する者なし)
- O 議長(平良嗣男) これで討論を終わります。

これから同意第7号 副村長の選任についてを採決します。

念のため申し上げます。採決は起立により行いますが、起立しない方は反対とみなします。本件は、 これに同意することに賛成の方は起立願います。

(可否同数)

〇 議長(平良嗣男) 可否同数です。

したがって地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対し裁決します。 同意第7号 副村長の選任については、議長は同意することに裁決します。

◎同意第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第5 同意第8号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。 本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 同意第8号 教育委員会教育長の任命について

大宜味村教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 大官味村字大保326-5番地

氏 名 米須 邦雄

昭和27年8月14日生

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求める。 ぜひ、御同意をお願いいたします。

O 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 7番 安里重和議員。

O 7番(安里重和) 質疑を行いたいと思います。

村長は、これまで副村長の人事同意案に対して、同意が得られなくても何度か同じ人を選任してきました。それだけ強い意志のあらわれだと私は思っています。しかし、9月定例会において、教育委員会教育長の同意が得られず、今回、人選をかえてきました。村長の選挙前の公約は女性を起用することだったと思います。しかしながら、今回の村長の出した教育長人事案では男性であったということと、一度だけの反同意で新しい人選にかえたということに対して、村長の本意で人選を行ったのか伺いたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- 村長(宮城功光) 今回の人事につきましては、やはり副村長もセットという形をとった関係で、どうしても9月に提案した方では同意を得ることが困難だということで、今回いろいろと委員のほうからの助言も少しありました。そういうことで、でしたら何とか副村長人事についても通せるのではないかという情報がありまして、そういうふうな本人の確認もとり、先ほどの反対討論の中にもありましたように、米須邦雄さんは、シークヮーサーとかいろんな形のもの、あるいは文化財関係のものが非常に長けておりますので、そういう面では今後、教育長としても適任ではないか。

先ほどの女性起用ということについては、今後、そういうふうな面で次回以降に、次回といいまして も、教育委員の更新がありますので、その辺について進めていきたいと考えているところであります。 以上です。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

同意第8号 教育委員会教育長の任命については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託 を省略することについてを採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

〇 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって同意第8号 教育委員会教育長の任命については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第8号 教育委員会教育長の任命についてを採決します。

念のため申し上げます。採決は起立により行いますが、起立しない方は反対とみなします。本件は、 これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

〇 議長(平良嗣男) 起立少数です。

したがって同意第8号 教育委員会教育長の任命については、同意しないことに決定しました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第51号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負 契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 議案第51号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約の変更 について

平成26年12月18日締結した大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約について、下記のとおり減額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1 既契約金額 金5億8,860万円

2 減 額 金230万9,040円

3 合計変更契約金額 金5億8,629万960円

平成27年10月16日提出 大宜味村長 宮城功光

提案理由

杭工事の精算及びコンクリートの金額変更に伴い減額変更の必要があり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明をいたします。

〇 議長(平良嗣男) 教育課長。

(新城 寛教育課長 登壇)

〇 教育課長(新城 寛) それでは内容のほうを説明していきたいと思います。

本工事は、平成26年第9回大宜味村定例議会で可決された案件でございます。その変更をしたいと考えております。

今回の変更内容は、杭工事の掘削深と杭の長さの変更、それと暑中コンクリート使用による金額の変更により、今回の案件を出しております。

また、今年発生しました台風9号・12号・15号・21号の影響により、鉄筋工事・コンクリート工事・型枠工事・仕上げユニット工事が大幅におくれたことによる施工期日の変更もあわせて行います。

事業名といたしまして、大宜味村立小学校・中学校整備事業。工事名、大宜味村立小学校・中学校屋 内運動場建築工事。工事場所、大宜味村字塩屋1306-6。

主な変更工種、先ほども述べましたが、杭工事の精算、それとコンクリートの金額変更です。軀体コ

ンクリート1,939平米、これの仕様が変わったことによる金額の変更になります。

工期の変更につきましては、当初平成26年12月22日から平成27年11月30日。変更後の工期といたしまして、平成26年12月22日から平成28年1月29日と変更を行いたいと思います。

御審議のほう、よろしくお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約の変更については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第52号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更 についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 議案第52号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更について 平成27年6月9日締結した塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約について、下記のとおり増 額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

2 増 額 金559万4,400円

3 合計変更契約金額 金9,307万4,400円

平成27年10月16日提出 大宜味村長 宮城功光

提案理由

浚渫及び養浜の数量変更、磁気探査(潜水探査)の数量変更に伴い増額変更の必要があり、地方自治 法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。

〇 議長(平良嗣男) 産業振興課長。

(大城 武産業振興課長 登壇)

○ 産業振興課長(大城 武) 議案第52号を補足説明します。

本工事は、平成27年第3回定例議会で可決された案件の変更契約であります。

今回、主な変更内容としましては、浚渫・養浜及び磁気探査の数量変更に伴う増額であります。

浚渫・養浜につきましては、浚渫・養浜土量の追加による変更であり、磁気探査につきましては、海 上探査による磁気異常地点の設標及び潜水探査の追加に伴う変更であります。

事業名としましては、平成27年度 漁村地域整備交付金事業です。工事名につきましては、塩屋漁港 浚渫・養浜及び砂留堤工事です。工事場所としては、塩屋漁港内であります。工事期限としまして、平 成27年12月25日。変更内容につきましては、工事変更協議書を添付してございますので参照してもらいたいと思います。

なお、変更図面等を添付しておりますので参照していただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第53号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第53号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算(第5号) 平成27年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、 「第1表歳出予算補正」による。

> 平成27年10月16日提出 大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、財務課長から説明いたします。

O 議長(平良嗣男) 財務課長。

(知念和史財務課長 登壇)

○ 財務課長(知念和史) 議案第53号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)の内容につきまして、説明させていただきます。

このたびの補正は、歳出のみとなっております。

議案書の1ページをお開きください。

8款2項道路維持費の工事請負費におきまして、586万4,000円の増額であります。

補正予算(第3号)にて、大保集落排水路改修事業といたしまして1,266万9,000円の追加を行いましたが、水利計算等の調査結果において、当初計画の側溝断面形状の変更が必要となり、また積算基準の諸経費率の見直しがあり増額となっております。

同額、予備費を減額しております。

以上で説明を終わります。どうぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第53号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについてを採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第53号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第53号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

O 議長(平良嗣男) 委員会審査のため休憩します。

(午前10時27分)

O 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

◎日程の追加

O 議長(平良嗣男) ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第51号 大宜味 村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約の変更についての委員会審査報告書が提出されまし た。

お諮りします。議案第51号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第51号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約の変更についてを 日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第51号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 追加日程第1 議案第51号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の 請負契約の変更についてを議題とします。 委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第162号 平成27年10月16日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会 委員長 吉 濱 覺

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
苯安 英 [1 日	大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負	可 決
議案第51号	契約の変更について	全会一致

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

O 総務常任委員会委員長(吉濱 覺) ただいま議題となりました議案第51号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約の変更について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告します。

本委員会におきましては、説明員として総務課長兼村史編纂室長、及び教育課長の出席を求め、本日午前10時40分から審査いたしました。

本件は、大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事杭工事の精算及びコンクリートの金額変更に 伴い減額変更請負契約の必要があり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求め るものです。

本件は、平成26年第9回大宜味村議会定例会で可決された案件の変更契約であります。今回の変更内容は、杭工事の掘削深と杭の長さの変更、それと暑中コンクリート使用による金額の変更と、今年発生しました台風9号、12号、21号の影響により、鉄筋工事、コンクリート工事、型枠工事、仕上げユニット工事(屋根格子母屋)が大幅に遅れた工事による施工日数の変更も伴っております。

変更する概要については、変更請負金額は、既契約金額 金588,600,000円、減額 金2,309,040円、合計変更契約金額 金586,290,960円となっています。工期の変更は、原契約による工期 平成26年12月22日から平成27年11月30日まで、変更契約による工期 平成26年12月22日から平成28年1月29日までとなっております。主な変更工種は、杭工事の杭の長さの減による精算と、躯体コンクリート1,939㎡の金額変更となっております。契約の相手は株式会社 丸孝組となっています。

議案第51号について質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第51号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約の変更についての討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約の変更について採決 します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

〇 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって議案第51号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約の変更については、 委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

O 議長(平良嗣男) ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第52号 塩 屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第52号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更についてを日程に 追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第52号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更についてを日程に追加 し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎議案第52号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 追加日程第2 議案第52号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第163号 平成27年10月16日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第52号	塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更	可 決
	について	全会一致

(大城佐一経済建設常任委員会委員長 登壇)

O 経済建設常任委員会委員長(大城佐一) ただいま議題となりました議案第52号について、経済建 設常任委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として、総務課長兼村史編纂室長、産業振興課長の出席を求め、本 日午前11時10分からの審査予定を10分繰り上げて11時から行いました。

議案第52号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更について、を報告します。

本件は平成27年第3回定例会において可決された案件の変更契約であります。主な変更内容は、浚 渫・養浜及び磁気探査の数量変更により、5,594,400円を増額するものです。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。 よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第52号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更についての討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更について採決します。 本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第52号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約の変更については、委員長の

報告のとおり可決されました。

O 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第6回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員